

広島県告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、平成九年広島県告示第六百六十三号（解除予定保安林にする旨の通知）で告示の解除予定保安林を次のとおり変更した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 変更後の解除予定保安林の所在場所 東広島市八本松町飯田字割岩山一二七の一、一二七の七
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅